

議案第 49 号

上尾市スポーツ振興審議会条例及び上尾市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係
る意見の申出について

上尾市スポーツ振興審議会条例及び上尾市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるこ
とについて、市長に意見を申し出る。

平成 23 年 8 月 25 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市スポーツ振興審議会条例及び上尾市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第 1 条 上尾市スポーツ振興審議会条例（昭和 51 年上尾市条例第 30 号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市スポーツ推進審議会条例

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。次条において「法」
という。）第 31 条の規定に基づき、上尾市スポーツ推進審議会（以下
「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、次に掲げるスポー
ツの推進に関する重要事項について調査審議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成及び
資質の向上並びにその活用に関すること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備及び運用の改善に関すること。
- (4) 地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等に関すること。
- (5) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。

(6) スポーツとして行われるレクリエーション活動の普及奨励に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

第4条中「教育委員会」を「上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、「市長の意見を聴いて」を削る。

（上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第24号を次のように改める。

(24) スポーツ推進審議会委員

第1条の2第63号を次のように改める。

(63) スポーツ推進委員

別表第1の24の項中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、同表の63の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の上尾市スポーツ振興審議会条例第1条の規定により置かれた上尾市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、第1条の規定による改正後の上尾市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により置かれた上尾市スポーツ推進審議会（以下「新審議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員又は臨時委員である者は、それぞれ施行日に、新条例第4条の規定により、新審議会の委員又は臨時委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員とし

て委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ施行日に、新条例第6条第2項の規定により、新審議会の会長又は副会長として新審議会において互選されたものとみなす。

提案理由

スポーツ振興法の全部改正によりスポーツ基本法が施行されたことに伴い、スポーツ振興法によるスポーツ振興審議会をスポーツ基本法によるスポーツ推進審議会に位置付けるほか、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に変更するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に対して意見の申出をしたいので、この案を提出する。